

新潟第一中学高等学校いじめ防止基本方針

はじめに

この新潟第一中学高等学校いじめ防止基本方針は、全ての教職員が「いじめほどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」という事実を踏まえ、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒の尊厳を守りながら、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために定めるものである。

1. いじめ防止に向けた基本方針

○基本理念

- ・いじめは、どの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が必要である。保護者、地域、関係機関との連携を図り、いじめのない学校をめざす。

○いじめの未然防止

- ・日頃の生徒の様子を注意深く観察するとともに、学期末の生徒アンケート調査を実施して、問題の把握に努める。
- ・教職員は、欠席時の連絡や生徒の変化などの連絡を保護者にこまめに行い、信頼関係の確立を図る。
- ・生徒一人一人が、自分の目標実現のために安心して打ち込める「集団作り」や「授業作り」を工夫し、いじめのない学校作りをめざす。
- ・インターネット等のもつ利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方について指導する。
- ・教職員の言動が、生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりしないよう、指導に注意を払う。
- ・教職員は、休み時間や放課後なども積極的に教室等をまわり、生徒とかかわりや信頼関係を深める。

○いじめの早期発見

- ・生徒の声に耳を傾け、生徒の行動をよく観察し、ささいな変化を見逃さないようにする。
- ・いじめの疑いがあることを認識した場合には、教職員全体で組織的に対応する。
- ・日頃から生徒・保護者との信頼関係を深め、生徒・保護者がいじめを相談しやすい体制を作る。
- ・生徒・保護者・地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。

○いじめの早期解決

- ・いじめられている生徒をしっかりと守り、生徒・保護者の立場に立って対応する。
- ・いじめの疑いがあることを認識した場合には、迅速かつ適切な初期対応を行い、学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決を図る。また、問題解決後も組織的かつ継続的に対応する。
- ・いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省させて、二度といじめることのないよう、学校がしっかりと指導する。
- ・いじめた生徒、いじめられた生徒、双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たし、学校と保護者が協力していじめ解決に取り組めるようにする。
- ・いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃してはいけないという態度を育成する。
- ・いじめを認知した生徒が安心して伝えられる環境づくりをし、伝えた生徒の見守りを行う。
- ・解決した後も、いじめた生徒、いじめられた生徒の双方を継続して、指導・援助していく。

新潟第一中学高等学校いじめ防止行動計画

1. 組織

(1) いじめ防止対策委員会

①委員：校長、副校長、教頭、専門官、生徒指導部長、学年部長、養護教諭、スクールカウンセラー

※対応が必要と思われる事案が発生した場合には、必要に応じて学級担任、部活動顧問、保健環境部長、その他関係の深い教職員、外部専門家等を加え迅速かつ適切な対応を行う。

②いじめ問題の未然防止・早期発見のための取り組み

ア、未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・いじめに関する意識調査
- ・集団を把握するための調査の実施と結果の分析と共有
- ・校内研修会の企画・立案
- ・配慮の必要な生徒への支援方法決定等

イ、早期発見対策

- ・いじめの状況を把握するためにアンケートを年間複数回実施し結果を分析共有
- ・情報交換による生徒の状況の把握と情報の共有
- ・年間複数回実施する面談による保護者との情報交換と生徒の状況の把握

ウ、取組の改善

- ・本委員会において、「新潟第一中学高等学校いじめ防止基本方針」を始めとした、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

③いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応

ア、調査方法、分担等の決定

- ・目的の明確化
- ・行動の優先順位の決定
- ・関係のある生徒への事実関係の聴取
- ・緊急アンケートの実施
- ・保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
- ・関係機関への連絡（必要に応じて、県大学・私学振興課、警察、福祉関係、医療関係等）など

イ、指導方針の決定、指導体制の確立

- ・学校、学年、学級への指導・支援
- ・被害者、加害者への指導、支援
- ・観衆、傍観者等への指導、支援
- ・保護者との連携
- ・県大学・私学振興課との連携
- ・関係機関との連携

- ・地域（児童委員、民生委員、県中央福祉相談センター、各地児童相談所等）との連携

(2) 校内研修

①いじめに関する全教職員対象の校内研修会を毎年1回以上実施する。

②いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

2. いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり

全ての教科・科目の授業、特別活動など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

①学級づくり及び学習指導の充実

ア、「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し学びに向かう集団づくりに努める。

イ、「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「ひとり一人の実態に配慮した授業」を目指し、ひとり一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

②道徳教育の充実

ア、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し生徒の道徳性を育成する。

イ、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

③特別活動の充実

ア、活動の奨励や学校行事の充実により、集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
イ、生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。

ウ、生徒会活動において、生徒が中心となって校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合う機会を持つなど、生徒の主体的な活動を推進する。

④人権が守られた学校づくりの推進

ア、生徒ひとり一人が、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。

イ、自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員ひとり一人が人権感覚を磨くとともに、「いじめ防止学習プログラム」を活用するなど生徒への指導に細心の注意を払う。

ウ、いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

⑤保護者・地域との連携

ア、後援会総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知し、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。

イ、学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

ウ、学校自己評価を活用し、学校組織としてのいじめの問題への取組について、改善を図る。

(3) 指導上の留意点

①「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。

②特別な支援を必要とする生徒に対しては、適性をふまえた全教職員の共通理解のもと、適切に指導に当たる。

(4) ネットいじめへの対応

①携帯電話、スマートフォン等は、学校敷地内及び校内での使用を禁止する。

②情報、家庭科の授業やLHR等を活用し、生徒ひとり一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

特に、以下の点について重点的に指導する。

ア、掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報やむやみに掲載しないこと。

イ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。

ウ、有害サイトにアクセスしないこと。

- ③警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。

3. いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

- ①些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ②日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ①生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- ②「学年会」に「情報交換会」を設定するなど、必要に応じて気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ③生徒との面談や生徒・保護者・学級担任による三者面談等を通じて、教育相談週間を年数回及び随時実施する。
- ④生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を年数回及び随時実施する。
- ⑤保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- ⑥生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

4. いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のための認識

- ①いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ②いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

生徒指導部が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、県大学・私学振興課から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

(3) 生徒・保護者への支援

- ①いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ②双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ④いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。

- ⑥いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。
- (4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
 - ①いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶するという態度を行き渡らせるようにする。
 - ②はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
 - ③いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。
- (5) ネットいじめへの対応
 - ①ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ防止対策委員会で情報を共有するとともに、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
 - ②生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) 警察との連携
 - いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。
- (7) 解決後の継続的な指導・助言に向けて
 - ①単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら組織的に指導・援助する。
 - ②双方の生徒及び周りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5. 重大事態への対応

- (1) 県大学・私学振興課に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、県大学・私学振興課と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織を挙げで行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県大学・私学振興課と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。